

○糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成22年 1 月 1 日

条例第147号

改正 平成22年 3 月31日 条例第211号

平成22年 9 月17日 条例第227号

平成23年 9 月30日 条例第20号

平成24年10月 5 日 条例第30号

平成25年 9 月30日 条例第31号

平成25年12月18日 条例第43号

平成26年 6 月24日 条例第16号

平成27年 9 月30日 条例第23号

平成28年12月21日 条例第39号

平成29年 3 月28日 条例第14号

平成29年 6 月21日 条例第18号

平成29年10月 3 日 条例第20号

平成30年10月 1 日 条例第20号

平成30年12月20日 条例第28号

平成31年 3 月28日 条例第12号

令和 2 年12月22日 条例第31号

令和 3 年 3 月23日 条例第 6 号

令和 3 年12月15日 条例第17号

令和 4 年 3 月25日 条例第13号

令和 4 年12月20日 条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、福岡広域都市計画地区計画及び二丈都市計画地区計画（以下「地区計画」という。）の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、当該区域における地区計画の目標に則した適正かつ合理的な土地利用を図り、もって健全で良好な都市環境を確保することを目的とする。

（平29条例14・一部改正）

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第

2 項において準用する場合を含む。)の規定により告示された地区計画において、地区整備計画が定められている別表第 1 に掲げる区域（以下「計画区域」という。）に適用する。

（建築物の用途の制限）

第 4 条 計画区域内においては、別表第 2 ア欄の計画地区（計画区域に係る地区整備計画において区分された地区をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表イ欄に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

2 別表第 2 イ欄に掲げる建築物のうち、「市長が必要と認めて許可する」とは、市長が地区計画の目標に照らして、建築物の利用上の必要性、土地利用の状況等を考慮して別に定める基準を満たし、かつ、必要と認めて許可することをいう。

3 第 1 項の規定にかかわらず、法別表第 2（い）項第 9 号に掲げる建築物で市長が必要と認めて許可したものは建築することができる。

（建築物の容積率の最高限度）

第 5 条 建築物の容積率は、別表第 2 ア欄の計画地区の区分に応じ、同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 建築物の敷地が前項の規定の適用を受ける計画地区の 2 以上にわたる場合における当該建築物の容積率は、同項の規定による当該各計画地区内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 建築物の敷地が第 1 項の規定の適用を受ける計画地区と同項の規定の適用を受けない計画地区又は計画区域外にわたる場合は、同項の規定の適用を受けない計画地区又は計画区域外について、同項の規定の適用を受けない計画地区又は計画区域外にある建築物の敷地の部分に係る法第 52 条第 1 項及び第 2 項の規定による建築物の容積率の限度を第 1 項の規定の適用を受けない計画地区又は計画区域外の同項の規定による建築物の容積率の限度とみなして、前項の規定を適用する。

4 前 3 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第 52 条第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。

5 第 1 項の規定は、法別表第 2（い）項第 9 号に掲げる建築物には適用しない。

（平 28 条例 39・一部改正）

（建築物の建蔽率の最高限度）

第 6 条 建築物の建蔽率は、別表第 2 ア欄の計画地区の区分に応じ、同表エ欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 街区の角にある敷地又はこれに準じる敷地で、次の各号のいずれかに該当するものの内にある建築物における前項の規定の適用は、別表第 2 エ欄に掲げる数値に 10 分の 1 を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。

(1) 周辺の長さの 3 分の 1 以上が道路又は公園、広場、水面その他これらに類するも

のに接する敷地

- (2) 周辺の長さの6分の1以上が幅員12メートル以上の道路に接する敷地
- (3) 周辺の長さの6分の1以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、これらの幅員の合計が12メートル以上である敷地

3 建築物の敷地が第1項の規定の適用を受ける計画地区の2以上にわたる場合における当該建築物の建蔽率は、同項の規定による当該各計画地区内の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

4 建築物の敷地が第1項の規定の適用を受ける計画地区と同項の規定の適用を受けない計画地区又は計画区域外にわたる場合は、同項の規定の適用を受けない計画地区又は計画区域外について、同項の規定の適用を受けない計画地区又は計画区域外にある建築物の敷地の部分に係る法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度を第1項の規定の適用を受けない計画地区又は計画区域外の同項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、前項の規定を適用する。

5 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物には適用しない。

- (1) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの
- (2) 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの
(平30条例20・一部改正)

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、別表第2ア欄の計画地区の区分に応じ、同表オ欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 この条例の建築物の敷地面積の制限に関する規定（以下この条において「当該規定」という。）の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、当該規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 改正後の当該規定の施行又は適用の際、当該規定の従前の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定の従前の規定に違反することとなった土地
- (2) 当該規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合するに至った土地

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合し

なくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、当該規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも当該規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に違反することとなった土地

(2) 当該規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合するに至った土地

4 第1項の規定は、法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物の敷地には適用しない。
(壁面の位置の制限)

第8条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第2ア欄の計画地区の区分に応じ、同表カ欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

(1) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物又は建築物の部分

(2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの

(3) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、別表第2ア欄の計画地区の区分に応じ、同表キ欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合は、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。

3 第1項の規定は、法別表第2(イ)項第4号及び第9号に掲げる建築物には適用しない。

(建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合等の取扱い)

第10条 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合は、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る第4条第1項及び第7条第1項の規定を適用する。

2 建築物の敷地が計画区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が計画区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該計画地区に係る第4条第1項及び第7条第1項の規定を適用し、その敷地の過半が計画区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部については、これらの規定を適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 この条において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により第4条第1項、第5条第1項から第3項まで、第8条第1項又は第9条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

2 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項、法第53条、第5条第1項並びに第6条第1項の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(5) 用途の変更（令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。第3項において同じ。）を伴わないこと。

3 法第3条第2項の規定により第5条第1項から第3項までの規定の適用を受けない建築物について、法第86条の7第1項の規定により令第137条の8で定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項から第3項までの規定は適用しない。この場合において、令第137条の8第2号の規定については、同号中「基準時」とあるのは、「基準時（法第3条第2項の規定により糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項から第3項までの規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き条例第5条第1項から第3項までの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号について同じ。）」と読み替えて適用するものとする。

4 法第3条第2項の規定により第8条第1項の規定の適用を受けない部分を有する建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第8条第1項の規定は適用しない。

(1) 増築が基準時における敷地内におけるものであること。

(2) 基準時において第8条第1項の規定に適合する部分の増築又は改築で、増築又は改築後の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離が、同項の規定に適合するものであること。

5 法第3条第2項の規定により第9条第1項の規定の適用を受けない部分を有する建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第9条第1項の規定は適用しない。

(1) 増築が基準時における敷地内におけるものであること。

(2) 基準時において第9条第1項の規定に適合する部分の増築又は改築で、増築又は改築後の高さが、同項の規定に適合するものであること。

6 法第3条第2項の規定により第4条第1項、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項、第3項若しくは第4項、第8条第1項又は第9条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替（第4条第1項の規定は当該建築物の用途の変更を伴わないものに限る。）をする場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項、第5条第1項から第3項まで、第6条第1項、第3項若しくは第4項、第8条第1項又は第9条第1項の規定は適用しない。

（平28条例39・平30条例20・平31条例12・一部改正）

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した場合の当該建築物の建築主

(2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第7条第1項の規定に違反することとなった場合の当該敷地の所有者、管理者又は占有者

(3) 第5条第1項、第2項若しくは第3項、第6条第1項、第3項若しくは第4項、第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反した場合の当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、当該建築物の工事施工者）

(4) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合の当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第3号に規定する違反があった場合で、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項に規定する違反行為をした場合は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

（平28条例39・一部改正）

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の前原都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年前原市条例第 3 号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成22年 3 月31日条例第211号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 9 月17日条例第227号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 9 月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月 5 日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 9 月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 6 月24日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 9 月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月21日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 6 月21日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月 3 日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月 1 日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月28日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年12月22日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月23日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年12月15日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月25日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年12月20日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

（平22条例211・平22条例227・平23条例20・平24条例30・平25条例31・平28条例39・平29条例14・平29条例18・平29条例20・平30条例20・平30条例28・令 2 条例31・令 3 条例 6 ・令 3 条例17・令 4 条例31・一部改正）

名称	区域
南風台地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画南風台地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
美咲が丘地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画美咲が丘地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
泊カツラギ地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画泊カツラギ地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
前原インターチェンジ南地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画前原インターチェンジ南地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
板持若宮地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画板持若宮地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
北新地地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画北新地地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
前原東土地区画整理地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画前原東土地区画整理地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
池田立野地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画池田立野地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域

長系生活拠点地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画長系生活拠点地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
志摩ラウベンコロニー地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画志摩ラウベンコロニー地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
岐志岩野地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画岐志岩野地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
スコーレヒル地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画スコーレヒル地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
ビーチビラ地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画ビーチビラ地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
芥屋地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画芥屋地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
松隈行合地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画松隈行合地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
シーサイドビラ地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画シーサイドビラ地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
松隈田ノ浦地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画松隈田ノ浦地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
名切地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画名切地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
桜井大口地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画桜井大口地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
小金丸新川地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画小金丸新川地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
桜井上沖田地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画桜井上沖田地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
津和崎才町地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画津和崎才町地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
松隈地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画松隈地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
小富士地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画小富士地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
小富士道目木東地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画小富士道目木東地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
小富士道目木西地区地区	福岡広域都市計画地区計画小富士道目木西地区地区計画の区域

整備計画区域	のうち地区整備計画が定められた区域
前原インターチェンジ北 地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画前原インターチェンジ北地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
志登布田地区地区整備計 画区域	福岡広域都市計画地区計画志登布田地区地区計画の区域のうち 地区整備計画が定められた区域
板持基の本地区地区整備 計画区域	福岡広域都市計画地区計画板持基の本地区地区計画の区域のう ち地区整備計画が定められた区域
井田原地区地区整備計画 区域	福岡広域都市計画地区計画井田原地区地区計画の区域のうち地 区整備計画が定められた区域
津和崎地区地区整備計画 区域	福岡広域都市計画地区計画津和崎地区地区計画の区域のうち地 区整備計画が定められた区域
馬場地区地区整備計画区 域	福岡広域都市計画地区計画馬場地区地区計画の区域のうち地区 整備計画が定められた区域
野辺地区地区整備計画区 域	福岡広域都市計画地区計画野辺地区地区計画の区域のうち地区 整備計画が定められた区域
福ノ浦地区地区整備計画 区域	福岡広域都市計画地区計画福ノ浦地区地区計画の区域のうち地 区整備計画が定められた区域
泊大塚溜池南地区地区整 備計画区域	福岡広域都市計画地区計画泊大塚溜池南地区地区計画の区域の うち地区整備計画が定められた区域
池田宮園地区地区整備計 画区域	福岡広域都市計画地区計画池田宮園地区地区計画の区域のうち 地区整備計画が定められた区域
板持蔵ノ元地区地区整備 計画区域	福岡広域都市計画地区計画板持蔵ノ元地区地区計画の区域のう ち地区整備計画が定められた区域
前原地区地区整備計画区 域	福岡広域都市計画地区計画前原地区地区計画の区域のうち地区 整備計画が定められた区域
神在立毛地区地区整備計 画区域	福岡広域都市計画地区計画神在立毛地区地区計画の区域のうち 地区整備計画が定められた区域
福吉駅南地区地区整備計 画区域	二丈都市計画地区計画福吉駅南地区地区計画の区域のうち地区 整備計画が定められた区域

別表第 2（第 4 条—第 9 条関係）

（平22条例211・平22条例227・平23条例20・平24条例30・平25条例31・平25条例
43・平26条例16・平27条例23・平28条例39・平29条例18・平29条例20・平30条例
20・平30条例28・平31条例12・令 2 条例31・令 3 条例 6・令 3 条例17・令 4 条例
13・令 4 条例31・一部改正）

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
計画区域	計画地区	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度
南風台地区 地区整備計画区域	A地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げる建築物 2 法別表第2（は）項第3号に掲げる建築物 3 令第130条の5の3各号に掲げる建築物 4 事務所（汚物運搬用自動車及び危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） 5 前3号に掲げる建築物に附属するもの 6 市長が必要と認めて許可する建築物	—	—	165平方メートル	道路境界線から1メートル	10メートル（別に定める計画図中aの部分）
	B地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げる建築物 2 法別表第2（は）項第3号に掲げる建築物 3 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。以下同じ。）又は飲食店 4 銀行の支店又は損害保険代理店 5 事務所（汚物運搬用自動車及び危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） 6 第2号から前号までに掲げる建築物に附属するもの 7 市長が必要と認めて許可する建築物	—	—	165平方メートル	道路境界線から1メートル	15メートル

C地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げる建築物 2 法別表第2（は）項第3号に掲げる建築物 3 物品販売業を営む店舗又は飲食店 4 銀行の支店又は損害保険代理店 5 事務所（汚物運搬用自動車及び危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） 6 第2号から前号までに掲げる建築物に附属するもの 7 市長が必要と認めて許可する建築物	—	—	165平方メートル	道路境界線から1メートル	15メートル
D地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げる建築物 2 法別表第2（は）項第3号に掲げる建築物 3 物品販売業を営む店舗又は飲食店 4 銀行の支店又は損害保険代理店 5 事務所（汚物運搬用自動車及び危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） 6 第2号から前号までに掲げる建築物に附属するもの 7 市長が必要と認めて許可する建築物	—	—	165平方メートル	道路境界線から1メートル	—
E地区	1 法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物 2 前号に掲げる建築物で令第130条の3第6号又は第7号に掲げる用途を兼ねるもの 3 前2号に掲げる建築物に附属するもの 4 市長が必要と認めて許可する建築物	—	—	—	道路境界線から1.5メートル	—
F地区	1 法別表第2（い）項第1号に掲げる	10分の	10分の	165平方	1 道	10メー

	区	建築物 2 前号に掲げる建築物で延べ面積2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第6号又は第7号に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） 3 前2号に掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5各号で定めるものを除く。） 4 市長が必要と認めて許可する建築物	8	5	メートル	路境界線から1.5メートル 2 隣地境界線から1メートル	トル
美咲が丘地区整備計画区	A地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げる建築物 2 法別表第2（は）項第3号に掲げる建築物 3 物品販売業を営む店舗又は飲食店 4 銀行の支店又は損害保険代理店 5 事務所（汚物運搬用自動車及び危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） 6 第2号から前号までに掲げる建築物に附属するもの 7 市長が必要と認めて許可する建築物	—	—	165平方メートル	道路境界線から1メートル	—
域	B地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げる建築物 2 法別表第2（は）項第3号に掲げる建築物 3 物品販売業を営む店舗又は飲食店 4 銀行の支店又は損害保険代理店 5 事務所（汚物運搬用自動車及び危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するもの	—	—	165平方メートル	道路境界線から1メートル	15メートル

		を除く。)					
		6 第2号から前号までに掲げる建築物に附属するもの					
		7 市長が必要と認めて許可する建築物					
泊 カ ツ ラ ギ 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	A地 区	1 住宅（長屋を除く。） 2 前号に掲げる建築物に附属するもの	—	—	165平方 メート ル	1 道 路境 界線 から 1メ ート ル 2 隣 地境 界線 から 1メ ート ル	10メー トル
	B地 区	1 共同住宅、寄宿舍 2 診療所 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち次に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店 (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（質屋を除く。） (4) 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が150平方メートル以内のも	—	—	—	—	17メー トル

	の (5) 銀行の支店 4 九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認めて許可するホテル 5 前各号に掲げる建築物に附属するもの					
C地区	1 長屋 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物 6 市長が必要と認めて許可する研修施設 7 市長が必要と認めて許可する研究施設 8 前号に掲げる建築物に併設される工場で、市長が九州大学学術研究都市づくりに資すると認めて許可するもの（法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） 9 市長が必要と認めて許可する事務所 10 市長が必要と認めて許可する物品販売業を営む店舗（その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のものに限る。） 11 前各号に掲げる建築物に附属するもの	—	—	—	—	15メートル
D地区	1 長屋 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館そ	—	—	—	—	12メートル

	の他これらに類するもの 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物 6 第2号に掲げる建築物の1階部分に併設される事務所、店舗その他これらに類する用途に供する施設（令第130条の3第1号、第2号、第5号及び第7号に掲げるものに限る。）で各施設の床面積が150平方メートル以内のもの（建築物の1階部分に各施設の利用に供する共用部分がある場合にあつては、当該共用部分のうち、専ら各施設が専用する部分の面積を各施設の面積で按分した面積を床面積に含めた施設で、市長が必要と認めて許可するものに限る。） 7 市長が必要と認めて許可する研修施設 8 市長が必要と認めて許可する研究施設 9 市長が必要と認めて許可する事務所 10 前各号に掲げる建築物に附属するもの					
E地区	1 共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 3 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。） 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これ	—	—	—	—	12メートル

		らに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物					
		6 飲食店					
		7 スポーツの練習場、体育館又は水泳場					
		8 前各号に掲げる建築物に附属するものの					
F地区	1	共同住宅、寄宿舍又は下宿	—	—	—	—	17メートル
	2	学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの					
	3	公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。）					
	4	診療所					
	5	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物					
	6	飲食店					
	7	スポーツの練習場、体育館又は水泳場					
	8	前各号に掲げる建築物に附属するものの					
G地区	1	長屋	—	—	—	—	17メートル
	2	共同住宅					
	3	学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの					
	4	診療所					
	5	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物					
	6	店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の					

	5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）。この場合における令第130条の5の2第3号及び第4号の規定の適用については、これらの規定中「50平方メートル以内」とあるのは、「150平方メートル以内」とする。 7 自動二輪車販売店舗で床面積の合計が500平方メートル以内（作業場の床面積の合計が150平方メートル以内）のもの（原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 8 九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認めて許可するホテル 9 前各号に掲げる建築物に附属するもの					
地区	1 長屋 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物 5 倉庫（法に規定する準住居地域に建築できないものを除く。） 6 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面積の合計が500平方メートル以内のも	—	—	—	—	12メートル

	の 7 前各号に掲げる建築物に附属するもの					
I地区	1 長屋 2 共同住宅 3 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物 6 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）。この場合における令第130条の5の2第3号及び第4号の規定の適用については、これらの規定中「50平方メートル以内」とあるのは、「150平方メートル以内」とする。 7 自動二輪車販売店舗で床面積の合計が500平方メートル以内（作業場の床面積の合計が150平方メートル以内）のもの（原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 8 九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認めて許可するホテル 9 前各号に掲げる建築物に附属するもの	—	—	—	—	12メートル
J地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍	—	—	165平方メートル	1 道路境界	17メートル

		3 診療所 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち次に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店 (3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（質屋を除く。） (4) 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が150平方メートル以内のもの (5) 銀行の支店 5 九州大学学術研究都市づくりに資すると市長が認めて許可するホテル 6 前各号に掲げる建築物に附属するもの			ル	線から1メートル	2 隣地境界線から1メートル	
前原インターチェンジ南地区地	A地区	1 倉庫（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。） 2 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） 3 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 4 前3号に掲げる建築物に併設される事務所で、市長が必要と認めて許可するもの 5 第1号から第3号までに掲げる建築物に併設される共同住宅又は寄宿舍で、市長が必要と認めて許可するもの 6 第1号から第3号までに掲げる建築物に併設される物品販売業を営む店舗	—	—	—	—	—	

区 整 備 計 画 区 域	又は飲食店で、市長が必要と認めて許可するもの 7 第1号から第3号までに掲げる建築物に併設される児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づき福岡県知事に届け出る施設（その用途に供する部分の床面積が400平方メートルを超えないものに限る。）で、市長が必要と認めて許可するもの 8 第1号から第3号までに掲げる建築物に附属するもの					
B地 区	1 市長が必要と認めて許可する研究施設 2 市長が九州大学学術研究都市づくりに資すると認めて許可する工場（法別表第2（る）項第1号（同号(2)に掲げるもののうち、消防法（昭和23年法律第186号）別表第1第4類の項に掲げるものの製造を除く。）に掲げるものを除く。） 3 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 4 前3号に掲げる建築物に併設される児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき福岡県知事に届け出る施設（その用途に供する部分の床面積が400平方メートルを超えないものに限る。）で、市長が必要と認めて許可するもの 5 市長が必要と認めて許可する寄宿舍 6 前各号に掲げる建築物に併設される自家用倉庫で、市長が必要と認めて許可するもの 7 第3号に掲げる建築物に附属するもの	—	—	—	—	—

板持若宮地区地区整備計画区域	全地区	1 住宅 2 前号に掲げる建築物に附属するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	1 道路境界線から1.5メートル 2 隣地境界線から1.5メートル	10メートル
北新地区地区整備計画区域	全地区	1 住宅 2 前号に掲げる建築物に附属するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	1 道路境界線から1.5メートル 2 隣地境界線から1.5メートル	10メートル
前原東土地画	A地区	1 法別表第2（ほ）項各号に掲げるもの及び次の各号に掲げるものを除く建築物 (1) 公衆浴場 (2) 法別表第2（に）項第2号から第6号までに掲げるもの	—	—	200平方メートル	1 道路境界線から1メートル	—

整 理 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域						2 隣 地境 界線 から 1メ ート ル	
	B地 区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるもの（公衆浴場並びに床又は壁で区画された各住戸の床面積が35平方メートル未満の共同住宅及び長屋を除く。）	—	—	200平方 メート ル	1 道 路境 界線 から 1メ ート ル 2 隣 地境 界線 から 1メ ート ル	—
池 田 立 野 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	全 地 区	1 住宅 2 前号に掲げる建築物に附属するもの	10分の 8	10分の 5	200平方 メート ル	1 道 路境 界線 から 1.5メ ート ル 2 隣 地境 界線 から 1.5メ ート ル	10メー トル

長 糸 生 活 拠 点 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	A地 区	1 住宅（床又は壁で区画された住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 飲食店で床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 3 次に掲げる建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 理髪店、美容院又はクリーニング取次店 (3) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (4) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造業又は糖衣機を使用する製品の製造業を営むものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (6) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 4 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものの	—	—	200平方 メー トル	10メー トル
--	---------	---	---	---	-------------------	------------

	ための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。) で床面積の合計が150平方メートル以内のもの 5 診療所で床面積の合計が500平方メートル以内のもの 6 法別表第2 (い) 項第4号に掲げる建築物 7 法別表第2 (い) 項第9号に掲げる建築物 8 市長が必要と認めて許可する建築物 9 前各号に掲げる建築物に附属するもの					
B地区	1 住宅 (床又は壁で区画された住戸の数が3以上の長屋を除く。) 2 飲食店で床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 3 次に掲げる建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 理髪店、美容院又はクリーニング取次店 (3) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) (4) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業 (食品加工業を含む。) を営むもの (原動機を使用する魚肉の練製品の製造業又は糖衣機を使用する製品の	—	—	200平方メートル	—	10メートル

		製造業を営むものを除く。) で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (6) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 4 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面積の合計が500平方メートル以内のもの 5 診療所で床面積の合計が500平方メートル以内のもの 6 倉庫（法第48条第7項に規定する準住居地域に建築できないものを除く。）で床面積の合計が200平方メートル以内のもの 7 法別表第2（い）項第4号に掲げる建築物 8 法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物 9 市長が必要と認めて許可する建築物 10 前各号に掲げる建築物に附属するもの					
志摩ラウ	全地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長	—	—	—	—	10メートル

ベ ン コ ロ ニ ー 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域		が必要と認め許可するもの					
岐 志 岩 野 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	A地 区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、 又は公益上やむを得ないもので、市長 が必要と認め許可するもの	10分の 8	10分の 5	—	—	10メー トル
	B地 区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、 又は公益上やむを得ないもので、市長 が必要と認め許可するもの	—	—	—	—	10メー トル
	C地 区	1 法別表第2（へ）項各号に掲げるもの及び次の各号に掲げるものを除く建築物 (1) 床面積15平方メートルを超える 畜舎 (2) ボーリング場、スケート場、水 泳場その他これらに類するもの (3) マージャン屋、パチンコ屋、射 的場その他これらに類するもの	10分の 20	10分の 6	1,000平 方メー トル	—	—

		(4) カラオケボックスその他これに類するもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの					
	D地区	1 法別表第2（へ）項各号に掲げるものの及び次の各号に掲げるものを除く建築物 (1) 床面積15平方メートルを超える畜舎 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3) マージャン屋、パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	—	—	—	—	10メートル
スコーレヒル地区整備計画区域	全地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるものの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	—	—	—	—	10メートル

ビ ー チ ビ ラ 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	全 地 区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	—	—	—	—	10メー トル
芥 屋 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	A地 区	1 法別表第2（に）項各号に掲げるものを除く建築物 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	10分の 20	10分の 6	—	—	15メー トル
	B地 区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	10分の 8	10分の 5	—	—	10メー トル
	C地 区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	10分の 8	10分の 5	—	—	10メー トル
	D地 区	1 法別表第2（へ）項各号に掲げるもの及び次の各号に掲げるものを除く建築物 (1) 床面積15平方メートルを超える畜舎	10分の 20	10分の 6	—	—	15メー トル

	(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3) パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの					
E地区	1 法別表第2（へ）項各号に掲げるものの及び次の各号に掲げるものを除く建築物 (1) 床面積15平方メートルを超える畜舎 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3) パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	10分の20	10分の6	—	—	15メートル
F地区	1 法別表第2（へ）項各号に掲げるものの及び次の各号に掲げるものを除く建築物 (1) 床面積15平方メートルを超える畜舎 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3) パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、	10分の20	10分の6	—	—	15メートル

		又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの					
松 限 行 合 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	A地 区	1 住宅（長屋を除く。） 2 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもので、市長が必要と認め許可するもの 3 前2号に掲げる建築物に附属するもの	10分の 8	10分の 5	200平方 メートル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	10メー トル
	B地 区	1 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げるもの 2 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面積の合計が150平方メートル以下のもの 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げるもので床面積の合計が150平方メートル以下のもの 4 診療所で床面積の合計が500平方メートル以下のもの	10分の 8	10分の 5	300平方 メートル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	10メー トル

		5 前各号に掲げる建築物に附属するもの					
シ ー サ イ ド ビ ラ 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	全 地 区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	—	10メートル
松 隈 田 ノ 浦 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	A地 区	1 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） 2 倉庫（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。） 3 事務所 4 物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えないもの 5 前各号に掲げる建築物に附属するもの	10分の20	10分の6	1,000平方メートル	—	20メートル
	B地 区	1 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） 2 倉庫（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。） 3 事務所 4 物品販売業を営む店舗で、その用途	10分の20	10分の6	1,000平方メートル	—	20メートル

		に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えないもの 5 市長が必要と認めて許可する飲食店 6 前各号に掲げる建築物に附属するもの					
名城地区地区整備計画区域	全地区	1 法別表第2（ろ）項各号に掲げるものの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	—	10メートル
桜井大口地区地区整備計画区域	A地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるものの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	—	10メートル
	B地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるものの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	—	—	—	—	10メートル
	C地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるものの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	—	—	—	—	10メートル
小金丸	全地区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるものの 2 地区の環境を害するおそれがなく、	10分の8	10分の5	165平方メートル	—	10メートル

新 川 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域		又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの					
桜 井 上 沖 田 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	全 地 区	1 法別表第2（い）項各号に掲げるもの 2 地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認め許可するもの	10分の8	10分の5	165平方メートル	—	10メートル
津 和 崎 才 町 地 区 地	全 地 区	1 法に規定する近隣商業地域に建築できる建築物のうち次の各号に掲げるもの (1) 店舗及び飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設を除く。） (2) 公衆浴場	10分の8	10分の5	1,000平方メートル	道路境界線から5メートル	12メートル

区 整 備 計 画 区 域		(3) 診療所 (4) ガソリンスタンド					
松 限 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	全 地 区	1 住宅（長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げるものの 3 市長が公益上必要と認めて許可する研修施設 4 前3号に掲げる建築物に附属するもの	10分の 8	10分の 5	300平方 メート ル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	10メー トル
小 富 士 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	A地 区	1 住宅（長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げるものの 3 市長が公益上必要と認めて許可する研修施設 4 前3号に掲げる建築物に附属するもの	10分の 8	10分の 5	300平方 メート ル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	10メー トル

B地区	1	住宅（長屋を除く。）	10分の	10分の	200平方	1	道	10メー
	2	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げるもの	8	5	メートル		路境界線から1メートル	トル
	3	事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面積の合計が300平方メートル以下のもの				2	隣地境界線から1メートル	
	4	店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号に掲げるもので床面積の合計が150平方メートル以下のもの						
	5	診療所で床面積の合計が500平方メートル以下のもの						
	6	市長が公益上必要と認めて許可する研修施設						
	7	前各号に掲げる建築物に附属するもの						
C地区	1	住宅（長屋を除く。）	10分の	10分の	300平方	1	道	10メー
	2	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げるもの	8	5	メートル		路境界線から1メートル	トル
	3	事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面				2	隣地境界線から	

		積の合計が300平方メートル以下のもの 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3第1号及び第2号に掲げるもので床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの 5 診療所で床面積の合計が500平方メートル以下のもの 6 病院で床面積の合計が500平方メートル以下のもの 7 市長が公益上必要と認めて許可する研修施設 8 前各号に掲げる建築物に附属するもの				1メートル	
	D地区	1 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） 2 前号に掲げる建築物に附属するもの	10分の8	10分の5	300平方メートル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	10メートル
小富士道目木	A地区	1 住宅（長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げるもの	10分の8	10分の5	300平方メートル	1 道路境界線から1メートル	10メートル

東 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域		3 市長が公益上必要と認めて許可する 研修施設 4 前3号に掲げる建築物に附属するもの				ル 2 隣 地境 界線 から 1メ ート ル	
	B地 区	1 介護老人保健施設 2 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの 3 診療所で床面積の合計が500平方メ ートル以下のもの 4 病院で床面積の合計が500平方メー トル以下のもの 5 市長が公益上必要と認めて許可する 研修施設 6 前各号に掲げる建築物に附属するもの	10分の 8	10分の 5	200平方 メート ル	1 道 路境 界線 から 1メ ート ル 2 隣 地境 界線 から 1メ ート ル	10メー トル
小 富 士 道 目 木 西 地 区 地 区 整 備	A地 区	1 住宅（長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに 類する用途を兼ねるもののうち令第 130条の3第1号、第2号、第3号、 第5号、第6号及び第7号に掲げるもの 3 市長が公益上必要と認めて許可する 研修施設 4 前3号に掲げる建築物に附属するもの	10分の 8	10分の 5	300平方 メート ル	1 道 路境 界線 から 1メ ート ル 2 隣 地境 界線 から 1メ ート	10メー トル

計 画 区 域	B地 区	1 住宅（長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げるもの 3 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面積の合計が150平方メートル以下のもの 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げるもので床面積の合計が150平方メートル以下のもの 5 診療所で床面積の合計が500平方メートル以下のもの 6 市長が公益上必要と認めて許可する研修施設 7 前各号に掲げる建築物に附属するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	10メートル
前 原 イ ン タ ー チ ェ ン ジ	全 地 区	1 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） 2 倉庫（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。） 3 前2号に掲げる建築物に併設される物品販売業を営む店舗又は飲食店（その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えないものに限る。）で、市長が必要と認めて許可するもの	—	—	1,000平方メートル	1 道路境界線から1.5メートル 2 隣地境界線	—

北地区整備計画区域		4 第1号及び第2号に掲げる建築物に併設される事務所で、市長が必要と認めて許可するもの 5 第1号及び第2号に掲げる建築物に併設される共同住宅又は寄宿舍で、市長が必要と認めて許可するもの 6 第1号及び第2号に掲げる建築物に併設される研修所で、市長が必要と認めて許可するもの 7 第1号に掲げる建築物に併設される研究所で、市長が必要と認めて許可するもの 8 前各号に掲げる建築物に附属するもの				から 1.5メートル	
志登布田地区整備計画区域	全地区	1 法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物 2 前号に掲げる建築物に附属するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	1 道路境界線から1.5メートル 2 隣地境界線から1.5メートル	10メートル
板持基の本地区	全地区	1 住宅 2 前号に掲げる建築物に附属するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	1 道路境界線から1.5メートル	10メートル

地区整備計画区域						2 隣地境界線から1.5メートル	
井田原地地区整備計画区域	A地区	1 住宅 2 住宅で事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）の用途を兼ねるもの（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） 3 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 保育所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 7 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち次に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの (1) 物品販売業を営む店舗 (2) 飲食店 (3) 理髪店、美容院又はクリーニン	—	—	200平方メートル	—	12メートル

		グ取次店 (4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (5) 食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造を除く。） (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 8 市長が必要と認めて許可する建築物 9 前各号の建築物に附属するもの					
	B地区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの 3 市長が必要と認めて許可する建築物 4 前各号の建築物に附属するもの	—	—	200平方メートル	—	12メートル
津和崎地	A地区	1 住宅 2 住宅で事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定する	—	—	200平方メートル	—	10メートル

区 地 区 整 備 計 画 区 域	ものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。) の用途を兼ねるもの（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) 3 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 6 飲食店で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 7 店舗その他これに類する用途に供するもののうち次に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの (1) 日用品の販売を主たる目的とする店舗 (2) 理髪店、美容院又はクリーニング取次店 (3) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。) (4) 食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方					
---	--	--	--	--	--	--

	メートル以内のもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造を除く。） (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (6) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 8 市長が必要と認めて許可する建築物 9 前各号の建築物に附属するもの					
B地区	1 住宅 2 住宅で事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）の用途を兼ねるもの（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） 3 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 6 飲食店で床面積の合計が300平方メートル以内のもの 7 店舗その他これに類する用途に供す	—	—	300平方メートル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	10メートル

		るもののうち次に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの (1) 日用品の販売を主たる目的とする店舗 (2) 理髪店、美容院又はクリーニング取次店 (3) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (4) 食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造を除く。） (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (6) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 8 市長が必要と認めて許可する建築物 9 前各号の建築物に附属するもの					
馬場地区	A地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公	—	—	200平方メートル	1 道路境界線から	10メートル

地区整備計画区域		益上必要な建築物 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（次に掲げるものを除く。） (1) 質屋、貸衣装屋又は貸本屋 (2) 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 5 次に掲げる工場で床面積の合計が150平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。） (2) 美術品及び工芸品を製作するもの 6 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面積の合計が150平方メートル以内のもの 7 市長が必要と認めて許可する倉庫 8 前各号の建築物に附属するもの				1メートル	
						2 隣地境界線から1メートル	
B地区	1	住宅（床又は壁で区画された住戸の数が3以上の長屋を除く。）	—	—	200平方メートル	1 道路境界線	10メートル
	2	学校（大学、高等専門学校、専修学					

	校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの				から 1メ ート ル
	3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの				
	4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物			2 隣 地境 界線 から 1メ ート ル	
	5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（次に掲げるものを除く。） (1) 質屋、貸衣装屋又は貸本屋 (2) 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	6 次に掲げる工場で床面積の合計が150平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。） (2) 美術品及び工芸品を製作するもの				
	7 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面積の合計が150平方メートル以内のもの				

		8 市長が必要と認めて許可する倉庫				
		9 前各号の建築物に附属するもの				
C地区	1 長屋	—	—	200平方	1 道	12メー
	2 共同住宅、寄宿舍又は下宿			メートル	路境界線	トル
	3 診療所					
	4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物				から	
	5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（次に掲げるものを除く。）				1メートル	
	(1) 質屋、貸衣装屋又は貸本屋					
	(2) 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗				2 隣	
	6 次に掲げる工場で床面積の合計が500平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）				地境界線	
	(1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。）				から	
	(2) 美術品及び工芸品を製作するもの				1メートル	
	7 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面				ル	

		積の合計が500平方メートル以内のもの 8 市長が必要と認めて許可する倉庫 9 前各号の建築物に附属するもの					
野 辺 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	全 地 区	1 住宅（長屋を除く。） 2 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 3 診療所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（次に掲げるものを除く。） (1) 質屋、貸衣装屋又は貸本屋 (2) 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 6 次に掲げる工場で床面積の合計が500平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。） (2) 美術品及び工芸品を製作するもの 7 事務所（汚物運搬用自動車、危険物	—	—	—	—	—

		運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。) で床面積の合計が150平方メートル以内のもの 8 ホテル又は旅館（糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例（平成30年糸島市条例第3号）に規定するラブホテル類似施設を除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 9 市長が必要と認めて許可する倉庫 10 前各号の建築物に附属するもの					
福岡浦地区整備計画区域	全区	1 住宅（長屋を除く。） 2 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 3 診療所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（次に掲げるものを除く。） (1) 質屋、貸衣装屋又は貸本屋 (2) 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 6 次に掲げる工場で床面積の合計が500平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内	—	—	—	—	—

		のものに限る。) (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類する食品製造業 (食品加工業を含む。)を営むもの (原動機を使用する魚肉の練製品の 製造又は糖衣機を使用する製品の製 造に該当するものを除く。) (2) 美術品及び工芸品を製作するも の 7 事務所(汚物運搬用自動車、危険物 運搬用自動車その他これらに類する自 動車で国土交通大臣の指定するものの ための駐車施設を同一敷地内に設けて 業務を運営するものを除く。)で床面 積の合計が150平方メートル以内のも の 8 ホテル又は旅館(糸島市旅館等の建 築等の適正化に関する条例に規定する ラブホテル類似施設を除く。)でその 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以内のもの 9 市長が必要と認めて許可する倉庫 10 前各号の建築物に附属するもの					
泊 大 塚 溜 池 南 地 区 地 区 整 備	A地 区	1 住宅(床又は壁で区画された各住戸 の床面積が35平方メートル未満の長屋 を除く。) 2 共同住宅(床又は壁で区画された各 住戸の床面積が35平方メートル未満の 共同住宅を除く。) 3 学校(大学、高等専門学校、専修学 校及び各種学校を除く。)、図書館そ の他これらに類するもの 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これ らに類する令第130条の4で定める公	—	—	230平方 メート ル	1 道 路境 界線 から 1メ ート ル 2 隣 地境 界線 から 1メ	—

計 画 区 域	益上必要な建築物 6 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの（質屋、貸衣装屋又は貸本屋を除く。） 7 次に掲げる工場で床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (1) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。） (2) 美術品及び工芸品を製作するものの 8 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの 9 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 10 倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）で床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの（法別表第2（と）項第4号に掲げるものを除く。） 11 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5で定めるものを除				一 ト ル	
------------------	---	--	--	--	-------------	--

		く。)					
	B地区	1 住宅（床又は壁で区画された各住戸の床面積が35平方メートル未満の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの 3 共同住宅（床又は壁で区画された各住戸の床面積が35平方メートル未満の共同住宅を除く。） 4 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 7 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5で定めるものを除く。）	—	—	230平方メートル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	10メートル
池田宮園地区地区整備計画区域	全区	1 住宅 2 前号の建築物に附属するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	1 道路境界線から1.5メートル 2 隣地境界線から1.5メートル	10メートル
板	全	1 住宅	10分の	10分の	200平方	1 道	10メー

持蔵ノ元地区地区整備計画区域	地区	2 前号の建築物に附属するもの	8	5	メートル	路境界線から1.5メートル 2 隣地境界線から1.5メートル	トル
前原地区地区整備計画区域	A地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 公益上必要な建築物で令第130条の4で定めるもの 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 5 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 6 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの	10分の20	10分の6	200平方メートル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	—

	7 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。） 8 診療所 9 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（保育所にあつてはその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもので、保育所以外にあつてはその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの） 10 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 11 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が300平方メートル以内である場合には、その値を減じた値）を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以内の場合においては、当該延べ面積の合計）以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 12 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。）で床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部				
--	--	--	--	--	--

		分をその用途に供するものを除き、かつ、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) 13 自家用倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（法別表第2（る）項第2号に掲げるもの及び3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 14 前各号の建築物に附属するもの					
	B地区	1 住宅（床又は壁で区画された住戸の数が3以上の長屋を除く。) 2 前号の建築物に附属するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	10メートル
神在立毛地区整備計画	全地区	1 住宅 2 前号の建築物に附属するもの	10分の8	10分の5	200平方メートル	1 道路境界線から1.5メートル 2 隣地境界線から1.5メートル	10メートル

区域						ート ル	
福吉駅南地区整備計画区域	全地区	1 住宅、共同住宅 2 住宅で第4号から第8号までに掲げる用途を兼ねるもの 3 公衆便所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 4 銀行の支店、損害保険代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗 5 理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗 6 病院、診療所等の医療機関 7 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） 8 物品販売業を営む店舗又は飲食店 9 前各号に掲げる建築物に附属するもの（床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎を除く。） 10 当該地区にふさわしい土地利用を図る上で、市長が必要と認めて許可するもの	—	—	200平方メートル	1 道路境界線から1メートル 2 隣地境界線から1メートル	20メートル（当該地区計画の計画図で示すAの区域は、10メートル）